

令和 7 年第10回奥州市農業委員会総会

議 事 録

(令和 7 年 9 月 25 日)

奥 州 市 農 業 委 員 会

令和 7 年第10回奥州市農業委員会総会議事録

令和 7 年 9 月 25 日 (木) 午前 9 時 30 分
奥州市役所 講堂

第 1 会期の決定

第 2 議事録署名委員の指名

第 3 諸般の報告

第 4 議事

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 5 号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

出席委員（21名）、欠席委員（3名）

1 鈴木 洋一	2 八重樫 章	3 浅野 輝夫
4 松戸 正雄	5 千葉 英宏	6 鈴木 喜一
7 福田 貴徳	8 千葉 房志	9 佐々木 生子
10 阿部 成明	11 菅原 利宏	12 小原 松光
13 植松 郁男 (欠席)	14 千葉 孝治 (欠席)	15 高橋 浩幸
16 紺野 弘行	17 菊地 隆文 (欠席)	18 三浦 正幸
19 高橋 義典	20 小澤 靖	21 岩渕 壽子
22 家子 洋子	23 星 洋子	24 伊藤 周治

事務局職員

事務局長	井面 宏
事務局長補佐	佐々木 治彦
農業振興係 係長	佐藤 康平
主事	阿部 美優
農地係 係長	佐藤 茂樹
主任	安倍 利紗
主事	佐々木 翔琉

- 議長 ただいまより、令和7年第10回奥州市農業委員会総会を開会いたします。
- 欠席の届出委員は、13番、植松郁男委員、14番、千葉孝治委員、17番、菊地隆文委員です。
- 出席委員は定数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。
- なお、農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定に基づき、佐藤利昭推進委員、小野寺和也推進委員、阿部幸義推進委員、千葉祐光推進委員に出席を求めています。
- 委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てご起立の上、発言するようお願いいたします。
- 本日の会議は、総会日程にしたがって進めて参ります。
- 議長 日程第1、会期の決定を、議題といたします。
- お諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- (「異議なし」との声あり)
- 議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定されました。
- 議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。
- 議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、当職より指名したいと思います。これにご異議ございませんか。
- (「異議なし」との声あり)
- 議長 異議なしと認めます。よって、9番、佐々木生子委員、10番、阿部成明委員の2人を指名いたします。
- 議長 日程第3、諸般の報告を行います。
- 事務局長をして諸般の報告をいたさせます。
- 事務局長 それでは、主要会務をご報告し、諸般の報告とさせていただきます。
- 1ページをご覧ください。
- 令和7年8月17日から9月16日までの主な内容をご報告申し上げます。
- 8月21日、令和7年度奥州市職員勤続功労者表彰式が開催され、伊藤会長が臨席しております。
- 8月25日、第2回奥州市農業委員会広報編集委員会が開催され、広報第39号について協議がされております。

同日、第9回奥州市農業委員会総会が招集され、農地案件6件について審議がされております。

同日、第4回農政専門委員会が開催され、岩手県農業委員会における農業施策の充実に関する要請について、ほかについて審議がされております。

同日、第4回農業振興専門委員会が開催され、農作業労賃に関する調査等について、ほかについて審議がされております。

8月29日から9月26日を会期として、令和7年第3回奥州市議会定例会が招集され、伊藤会長が令和6年度決算審査等の審議に出席しております。

なお、本委員会に関する一般質問の通告はありませんでした。

9月13日、秋季後藤寿庵祭式典・新穀感謝祭が開催され、会長代理として高橋義典委員が臨席しております。以上となります。

議 長 以上、諸般の報告が終わりましたので、質問に入ります。
質問がありましたらご発言願います。
(「なし」の声あり)

議 長 質問なしと認め、諸般の報告を終わります。

議 長 日程第4、議事に入ります。
報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。
事務局をして報告の説明をいたさせます。
(「議長」の声あり) 佐藤農地係長。

農地係長 議案書2ページをご覧ください。
今月の報告件数は、相続による所有権の取得37件です。
委員会へのあっせん希望は番号27の1件です。
番号27について、前沢地区担当の委員に情報提供をさせていただく予定です。
農業公社の農地コーディネーターにも情報提供予定です。
市外の方への相続となるのが、番号4、番号16、番号25、番号35の4件です。
以上、ご報告します。

議 長 報告第1号について説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたらご発言願います。
(「議長」の声あり) 22番、家子委員。

22番委員 教えてください。23番は、7分の5と7分の2とあるが、分ける必要があるのでしょうか。もう1点ですが、25番について、登記の時期が令和4年です。遅いのではないかと疑問があります。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

農地係長 1点目については、ご指摘のとおり、単一化になっていますが、相続登記がされないままであったことから、相続について、2件で届出がありましたことから、2件にさせていただいたものです。

2点目については、概ね事実を知ってから10カ月以内に届出を出すこととなっています。本来であれば、適切な時期ではありませんが、届出が出されていることを鑑み、受理をしているものであります。

22番委員 承知しました。ありがとうございます。

議長 ほかにありませんか。

議長 質問なしと認め、報告第1号について終結いたします。

議長 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題といたします。

事務局をして報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主事 議案書10ページをご覧ください。今月の報告件数は、7件です。

解約の理由は、労力不足による解約2件、売り渡すための解約2件、借受地売買のための解約1件等となっております。

また、関連議案についてですが、事前にお配りしておりました議案関連表のとおりです。

以上、ご報告します。

議長 報告第2号について説明が終わりましたので質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第2号を終結いたします。

議長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定により許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主事 議案書12ページをご覧ください。

今月の案件は、所有権の移転が21件、賃貸借権の設定が7件、使用貸借権の設定が4件の計32件です。

番号1は、労力不足のため、金額51万5900円で売買するものです。

番号2は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。

賃借料は物納で、玄米20kgです。

番号3は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額1万3580円です。

番号4は、労力不足のため、使用貸借権を設定するものです。

番号5は、新規就農のため、金額300万円で売買するものです。トラクター、刈払い機を所有しており、ブルーベリーを作付け予定です。

番号6から番号13は、規模拡大のため、農地所有適格法人が売買するものです。

水稻を作付け予定で、農機具はコンバイン、除草機、トラクターを各1台所有しているほか、田植え機、コンバイン、除草機、トラクターを各1台購入予定です。

番号14は、借受地取得のため、金額25万2000円で売買するものです。

番号15は、高齢化のため、贈与するものです。

番号16は、労力不足のため、贈与するものです。

番号17は、高齢化のため、使用貸借権を設定するものです。

番号18は、労力不足のため、総額30万円で売買するものです。

番号19は、隣接地取得のため、贈与を受けるものです。

番号20、番号21は、自作地相互の交換をするものです。

番号22から番号26は、規模拡大のため、農地所有適格法人が賃貸借権を設定するものです。賃借料は、いずれも年額10aあたり1万2000円です。

番号27は、高齢化のため、使用貸借権を設定するものです。

番号28は、借受地取得のため、金額5万円で売買するものです。

番号29は、労力不足のため、金額28万540円で売買するものです。

番号30は、新規就農のため、金額3万円で売買するものです。管理機を所有しており、自家用野菜を作付け予定です。

番号31は、労力不足のため、贈与するものです。

以上、32件について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術及び通作距離などについて問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第1号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

（「議長」の声あり）22番、家子委員。

22 番委員 6 番からの譲受人である団体は、積極的に規模拡大をしているようです。どのような団体なのでしょうか。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木主事。

主事 只今の質問についてお答えします。江刺にある農地所有適格法人であり、地域活性化を図る農業を行う団体であります。今後も規模を拡大したうえで、農業を行っていくと伺っております。

22 番委員 承知しました。大変うれしいことです。ありがとうございます。

(「議長」の声あり)

議長 21 番、岩渕委員。

21 番委員 5 番の新規就農についてです。ブルーベリーを作付予定とのことですが、この方は若い方なのでしょうか。ブルーベリーだけをやるのでしょうか。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木主事。

主事 現在 39 歳の方ですので、若い方です。現在の営農計画上ではブルーベリーのみを作付予定とのこと。

21 番委員 ここの土地については、とても土がいいので、ブルーベリーだけでなく、新しい品目も考えていただけないのでしょうか。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 今のお話は、ブルーベリーだけでなく、何か他の品種もやってみたらどうか、とのアドバイスと受け止めました。今回、許可が決定となれば、許可指令書を手交することになります。その際に、委員会からの助言として、一言添えて手交したいと思います。

21 番委員 よろしくをお願いします。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、計画案に異議なしと決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号は、原案のとおり許可と決定されました。

議長 議案第2号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐藤農地係長。

農地係長 議案書は19ページとなります。

今回、意見を求められている案件は、賃借権の設定16件、使用貸借による権利の設定24件、農地売買等事業に係る案件2件の合計42件となります。

番号1から番号40は、農地中間管理機構が貸付人から賃借権の設定などを受けると同時に、借受人に対して同じ賃借権の設定などを行う計画案となっています。

番号41と番号42は、農地売買等事業に係る案件で、農地中間管理機構が譲渡人である所有者から申請地を買入れると同時に、譲受人への売渡しを行う計画案となっています。

農地の所有者、農地所在地番につきまして、事前に確認を行っております。また、賃借権の設定等を受ける者がすべての農用地を効率的に利用し耕作の事業等を行うこと、法人については農地所有適格法人であることを確認しております。

ご審議よろしく願いいたします。

議長 議案第2号について、提案説明が終わりましたので、本議案につきましては、議席番号6番鈴木喜一委員が番号40に関連がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、番号40を除き質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり) 1番、鈴木委員。

1番委員 1番、鈴木です。賃貸借の他に使用貸借がありますが、これは、金銭のやり取りがあるものなののでしょうか。前にも聞いたことがあるかもしれませんが、再度教えてください。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

農地係長 賃借権については、土地代金を定めて契約を結んでいます。使用貸借については、土地に対して賃借料は発生しないものとなります。

1番委員 わかりました。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、番号40を除き、計画案に異議なしと決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、番号40を除き、計画案に異議なしと決定されました。

議 長 次に、番号40に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定についてを審議いたします。当案件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、6番委員の退席をお願いします。

(9時55分退席)

議 長 番号40の質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案の番号40については、計画案に異議なしと決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号の番号40については、計画案に異議なしと決定されました。

6番委員の退席を解除します。

(9時57分着席)

議 長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 安倍主任。

主 任 議案書28ページとお手元の補足説明資料をご覧ください。今月の案件は3件です。

番号1は、共同住宅2棟を整備するものです。

番号2は、共同住宅2棟を整備するもので、非農地を含む総事業面積は1,044.47㎡です。

番号3は、農機具等の置場を整備するものです。

補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。

続きまして、現地確認報告をいたします。

番号1及び番号2を、9月11日に菊地隆文委員、今野俊宏推進委員と、番号3を9月10日に八重樫章委員、小野寺和也推進委員と、いずれの日も事務局同行のうえ現地確認を行いました。

番号1は、作付けされており、田として利用されていることを確認いたしました。

番号2、および番号3は、いずれも草刈り等の維持管理はされているものと確認いたしました。

以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 議案第3号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議 長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 安倍主任。

主 任 議案書29ページとお手元の補足説明資料をご覧ください。今月の案件は6件です。

番号1は、売買により資材置場を整備するものです。

番号2は、売買により自己住宅を整備するものです。

番号3は、売買により宅地分譲2区画を整備するものです。

番号4は、売買により自己住宅を整備するものです。

番号5は、贈与により自己住宅を整備するもので、実測面積は417.58㎡です。

番号6は、贈与により自己住宅を整備するもので、非農地を含む総事業実測面積は465.17㎡です。

いずれの案件も補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。

続きまして、現地確認報告をいたします。

番号1を9月11日に菊地隆文委員、今野俊宏推進委員と、番号2から

番号5を9月10日に三浦正幸委員、佐藤利昭推進委員と、番号6を9月11日に浅野輝夫委員、阿部幸義推進委員と、いずれの日も事務局同行のうえ現地確認を行いました。

番号1は、農地としての利用はなく、荒れており、草刈り等の維持管理は確認できませんでした。今回の計画は転用の確実性に問題のないものと判断されるため、許可後、事業実施により解消されるものと確認いたしました。

番号2から番号5は、いずれも草刈り等の維持管理はされているものと確認いたしました。

番号6は、農地として適正に管理されておりました。

以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 議案第4号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、証明願いのとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、証明願のとおり決定されました。

議 長 議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 安倍主任。

主 任 議案書31ページをご覧ください。今月の案件は7件です。

番号1は、昭和52年から昭和55年にかけて居宅の増築及び庭を整備して以来、

宅地として利用しているものです。

番号２は、平成14年に居宅への進入路及び倉庫を整備して以来、宅地として利用しているものです。

番号３は、昭和50年頃に居宅への進入路及び塀を整備して以来、雑種地として利用しているものです。

番号４は、平成３年頃に事業所への進入路を整備して以来、雑種地として利用しているものです。

番号５は、平成３年頃に事務所及び駐車場を整備して以来、宅地として利用しているものです。

番号６は、昭和44年頃に居宅への進入路、その後昭和61年頃までに格納庫及び倉庫を整備して以来、宅地として利用しているものです。

番号７は、平成５年頃に居宅の増築および通路を整備して以来、宅地として利用しているものです。

続きまして、現地確認報告をいたします。

番号１から番号５を９月10日に三浦正幸委員、佐藤利昭推進委員と、番号６を９月11日に浅野輝夫委員、阿部幸義推進委員と、番号７を９月９日に阿部成明委員、千葉祐光推進委員と、いずれも事務局同行のうえ現地確認を行いました。

番号１から番号７のいずれも、現地は証明願のと通りの現状で、農地以外の用途で利用され、20年以上が経過しており、かつ農地に復旧は困難であることを、確認いたしました。

以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 議案第５号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。本案については、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第５号は、証明願のとおり 決定されました。

議 長 以上をもちまして、本日の奥州市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 皆さん、ご起立願います。
議 長 ご苦勞様でした。

(閉会 10 時 6 分)